

令和2年第2回（通算745回）中山町農業委員会会議録

令和2年2月27日午前9時、中山町役場大会議室において令和2年第2回（通算745回）中山町農業委員会総会を招集する。

○出席した委員

- | | | |
|---------|---------|----------|
| 1) 東海林一 | 2) 庄司正 | 3) 横山昭義 |
| 4) 今野宏 | 5) 秋葉利美 | 6) 高橋富貴子 |
| 7) 折笠満 | 9) 石沢伸悦 | |

●会議の事件は次のとおり

議第4号 農地法第3条の規定による下限面積の設定について

議長 本日は8名が出席しており、定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回通算745回中山町農業委員会総会を開会いたします。ただちに、本日の会議を開きます。

議長 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、本会会議規則第13条第2項の規定により、議長において3番 横山 昭義委員、4番 今野 宏委員を指名いたします。

議長 議第4号農地法第3条の規定による下限面積の設定について、審議に入ります。本件について、今野宏農政常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

4番委員 農地法第3条の規定による下限面積の設定について2月17日、中山町役場202会議室にて農政常任委員会を開催し、事前審議を行ったところ、現行の下限面積30アールの変更は行わないとすることといたしました。なお、配布した資料について事務局から説明していただきますので、今総会において、一層の審議をよろしく申し上げます。

鈴木主査 農地法第3条の規定による下限面積の設定について説明した。

議長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第4号農地法第3条の規定による下限面積の設定について、
原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第4号農地法第3条の規定による下限
面積の設定について、原案のとおり可決いたします。

議 長

以上で本日の全会議の審議を終了しましたので、本会議を閉会します。

議決した事件は次のとおり

議第4号 農地法第3条の規定による下限面積の設定について

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印
する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員